

2022 DCJ イベント・大会時の新型コロナウイルス等感染対策について

2022年9月28日更新

DCJ

『DCJ のイベント・大会を開催するにあたっての基本理念』

DCJ 主催の大会を開催するにあたり、主催者と参加される各団体及び関係者において、安全の確保と危機管理意識を共有し、参加者の安全を最優先に感染予防に努めることとする。

1. 参加するにあたって

- (ア) 参加する団体、役員、係員は、配布される健康調査表に健康状況を記載し、日々の健康状況について確認する。当日に提出。1年間主催者で保管する。
- (イ) 参加者(役員、係員、観客含む)は以下の事象に該当する場合、自主的に参加を見合わせる。なお、ウイルス感染対策による欠員は審査に影響の無いよう配慮する。
 - ① 少しでも体調がすぐれない(発熱、継続する咳、倦怠感等の症状がある)場合
 - ② 同居家族などに感染者または感染が疑われる者がいる場合
 - ③ (新型コロナウイルス感染症に罹患されている場合):2022/9/08付け厚生労働省 - 新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等を参照; 発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合には8 日目から解除を可能とする。ただし、10 日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食 等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底 を願います。
 - ④ (濃厚接触者の場合):厚生労働省 2022/7/22改正を参照;
濃厚接触者の待機期間は、当該感染者の発症日(当該感染者が無 症状(無症状病原体保有者)の場合は検体採取日)又は当該感染者の発症等 により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日 間(6日目解除)とする。ただし、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急 6 の訪問((1)b の※3参照)、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、 マスクを着用すること等の感染対策を求めることとする
 - ⑤ (海外からの帰国者・入国者の場合)
厚生労働省の水際対策 | 厚生労働省 | 日本政府
([mhlw.go.jp](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html))<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html> を参照。
- (ウ) マスクの着用について
基本的に演奏演技時を除き常にマスクを着用する。しかし、健康上の理由により、着用ができないなどの理由がある場合は、健康調査表提出時に報告する。(対象者は十分に感染対

策に配慮する)

- (エ) バスなどでの移動の際には、可能であれば密にならぬよう台数を増やすなど対策を講じる。
- (オ) 各団体は参加者全員の氏名、健康状況先リストを作成し持参する。
- (カ) 団体毎にマスクや消毒液、手袋、ゴミ袋等を準備し適切な対応をする。
- (キ) 団体毎に行うべき感染対策については、行政、教育機関から出されているガイドライン、または日本マーチングバンド協会ホームページにある「新型コロナウイルス感染症に係るマーチング活動の手引き」などを参考に万全の対策をとる。

2. 会場での対応について(参加者、引率等)

(ア) チェックイン～演奏演技

- ① 会場への移動については、各団体で責任をもって徹底した感染対策を行い、集団感染することの無いよう考慮する。
- ② 主催者にて準備した健康観察調査表を提出する。(必要項目が記載されている場合各団体が使用している書式でも可)
- ③ 会場内では常にマスクを着用する。(演奏演技時は参加団体の判断に委ねる)
- ④ 手洗い、手指消毒を徹底する。感染対策に必要な物品(アルコール消毒液、除菌シート、ゴミ袋等)などは各団体で準備する。
- ⑤ 会場内では、大きな声での会話をしないよう心掛ける。
- ⑥ 3密を避けソーシャルディスタンスを確保するよう努める。
- ⑦ 更衣時においては、利用する部屋において他のメンバーと2m以上離れて着替えができるように人数制限を行うとともに、私語を避け、換気を十分に行なう。

(イ) 演奏演技中

- ① 万が一気分がすぐれなくなった場合には、すぐに退場する。
- ② 引率者は演技中の様子を観察し、万が一具合が悪い出演者がいた場合には退場させ必要に応じて手当てをする。(審判員への通告の必要なし)
- ③ 演奏演技中のマスク等の着用については各団体の判断に委ねるが、演奏演技開始直前までと演技終了後には速やかに着用する。
- ④ 演奏演技中に大きな声を出さない。
- ⑤ 打楽器等において演奏中にリズムを合わせるための声を発する行為(ダギング)等を行う必要がある場合はマスクを着用する。
- ⑥ 演技中に落下した全ての物品については、団体で責任をもって処理をする。

(ウ) 演奏演技終了後～退館

- ① 今大会において演奏演技終了後に会場内に残留はできない
- ② 会場内での飲食は禁止。ただし、健康管理上水分補給に限り許可する。
- ③ 飲み終わった飲料容器は各自(各団体)の責任で処分する。
- ④ 演奏演技終了後、写真撮影が済み次第、速やかに楽器等を片付け退館する。
- ⑤ 会場内で出た各団体のゴミは、全て各団体で持ち帰り処分する。

3. 大会終了後の対応について

- (ア) 提出された健康調査表は、大会終了後1年を目処に主催者が廃棄する。
- (イ) 大会終了後一週間以内に新型コロナウイルスに感染した場合には、速やかに主催者に報告

することを義務とする。

4. 大会の運営にあたって(スタッフ、観客等)

主催者は、国、厚労省等から示された安全対策や、開催場所の自治体による感染症対策に則り、参加される皆様、お手伝い頂くスタッフの皆様、そしてお客様へ可能な限りの対策を講じ運営を行う。各運営部の感染対策マニュアルについては、別途定めて徹底する。

(ア) スタッフ、観客の健康観察、入館時の検温、消毒やマスク着用、手洗い、を徹底する。

(イ) スタッフ、観客の飲食の際の感染防止対策を徹底する。

(ウ) 参加者、観客、スタッフへの接触を極力削減し、3密を回避するとともにソーシャルディスタンスを維持する。

※文章内のガイドラインの内容は国および地方自治体から発出される新型コロナウイルス感染症対策の内容に基づき順次更新する。

※上記文中のマスクとは不織布のマスクを意味する。